

法令名	北海道自然環境等保全条例
根拠条項	第34条
処分の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の開発行為の許可（変更の許可を含む。）の取消、変更、効力の停止、条件の変更、新条件の附与 ・ 特定の開発行為の中止、原状回復又はこれに代わるべき必要な措置の命令
法令の定め	<p>（監督処分） 第34条</p> <p>知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第30条第1項又は第31条第1項の規定によってした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は 特定の開発行為の中止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この章の規定又はこの章の規定に基づく処分に違反した者 (2) この章の規定による許可に付した条件に違反した者 (3) 詐欺その他不正な手段により、この章の規定による許可を受けた者
処分基準	<p>違反行為に係る指導又は是正勧告等に対し、当該違反行為が中止等されず、又は違反行為者から是正勧告に基づく報告の期限内に何らの意思表示がなく、若しくは是正措置が講じられない場合の条例第34条の規定に基づく監督処分</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 是正指導等に従わず、これを放置すれば当該開発区域及びその周辺の地域の災害防止及び環境保全に著しい支障があるとき。 (2) 違反行為を繰り返す等、その内容が特に悪質であり、これを放置すれば条例の適正な運用に著しい支障があるとき。 (3) 指導等に従わず、条例第32条に基づく届出がないとき。
処分担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁権限により許可した案件の場合 環境生活部環境局環境政策課環境影響審査係 （電話番号：011-231-4111 内線24-207 ダイヤルイン：011-204-5981） ・ 振興局権限により許可した案件の場合 各（総合）振興局保健環境部環境生活課地域環境係
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境生活部環境局環境政策課環境影響審査係 （電話番号：011-231-4111 内線24-207 ダイヤルイン：011-204-5981） ・ 各（総合）振興局保健環境部環境生活課地域環境係
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/shinsakijun.htm

法令名	北海道環境影響評価条例
根拠条項	第4条第3項及び同条第4項
処分の概要	第二種事業の判定
法令の定め	<p>第4条 第二種事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に書面により届け出なければならない。</p> <p>(1) 第二種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域その他第二種事業の概要</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出（以下この条及び第30条第1項において「届出」という。）を受けたときは、届出に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する市町村長に届出に係る書面の写しを送付し、30日以上の期間を指定してこの条例の規定による手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定による市町村長の意見が述べられたときはこれを勘案して、規則で定めるところにより、届出の日から起算して60日以内に、届出に係る第二種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときはこの条例の規定による手続が行われる必要がある旨及びその理由を、おそれがないと認めるときはこの条例の規定による手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び同項の市町村長に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の規定によりこの条例の規定による手続が行われる必要がある旨の通知を受けた者（届出をした者に限る。）は、当該第二種事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して当該事業を実施しようとするとき（変更後の当該事業が第二種事業に該当するときに限る。）は、当該変更後の事業について、届出をすることができる。この場合において、前2項の規定は、当該届出について準用する。</p>
処分基準	別紙
処分担当課	環境生活部環境局環境政策課環境影響審査係 (電話番号：011-231-4111 (24-207) タイヤルイン011-204-5981)
問い合わせ先	環境生活部環境局環境政策課環境影響審査係 (電話番号：011-231-4111 (24-207) タイヤルイン011-204-5981)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/shinsakijun.htm

(別紙)

北海道環境影響評価条例による第二種事業に係る判定の基準

平成 11 年 1 月 25 日
北海道告示第 126 号

〔最終改正〕平成 17 年 4 月 15 日 北海道告示第 295 号

北海道環境影響評価条例施行規則（平成 11 年北海道規則第 7 号。以下「規則」という。）第 6 条の規定に基づき、北海道環境影響評価条例（平成 10 年北海道条例第 42 号。以下「条例」という。）第 4 条第 3 項の規定による第二種事業に係る判定の基準を次のとおり定めた。

- 1 条例第 2 条第 3 項に規定する第二種事業に係る条例第 4 条第 3 項（同条第 4 項及び条例第 30 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。
 - (1) 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同様の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いこと。
 - (2) 第二種事業が実施されるべき区域に規則附則第 5 条の表の備考の 1 に規定する特別地域等が存在し、かつ、当該特別地域等において実施されるべき当該第二種事業の規模が規則別表第 1 の第 2 欄及び第 4 欄に掲げる第二種事業の要件の規模に該当すること。
 - (3) 第二種事業（条例第 2 条第 2 項第 8 号、第 9 号及び第 12 号に規定する事業の種類に該当する事業を除く。）が実施されるべき区域に規則附則第 5 条の表の備考の 2 に規定する住宅地等が存在し、かつ、当該住宅地等において実施されるべき当該第二種事業の規模が規則別表第 1 の第 2 欄及び第 4 欄に掲げる第二種事業の要件の規模に該当すること。
 - (4) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる施設、地域その他の対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第二種事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。
 - ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい水域
 - イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域
 - ウ 自然度が高い植生の地域、藻場、干潟、さんご群集、汽水湖その他の人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地
 - エ アからウに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象
 - (5) 第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第二種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。
 - ア 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 5 条の 2 第 1 項の指定地域
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）第 6 条第 1 項の窒素酸化物対策地域又は同法第 8 条第 1 項の粒子状物質対策地域
 - ウ 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和 55 年法律第 34 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された沿道整備道路
 - エ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 2 第 1 項の指定水域又は指定地域
 - オ 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された指定湖沼又は同条第 2 項の規定により指定された指定地域
 - カ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園、同条第 2 項の規定により指定された国定公園又は北海道立自然公園条例（昭和 33 年北海道条例第 36 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された道立自然公園の区域
 - キ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域又は北海道自然環境等保全条例（昭和 48 年北海道条例第 64 号）第 14 条第 1 項の規定により指定された道自然環境保全地域
 - ク 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域
 - ケ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定された保安林（同条第 1 項第 8 号、第 10 号又は第 11 号に掲げる目的を達成するために指定されたものに限る。）の区域
 - コ 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 5 条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第 12 条第 1 項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域
 - サ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 36 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域
 - シ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定により指定された鳥獣保護区の区域
 - ス 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第 2 条 1 の規定により指定された湿地の区域
 - セ 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 15 条第 1 項又は第 4 項の規定により指定された保護水面の区域
 - ソ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁（りょう））及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（標本及び動物又は植物の

種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。)

タ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区の区域

チ アからタまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの

(6) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第二種事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定による環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）であって、大気汚染（二酸化窒素又は浮遊粒子状物質に関するものに限る。）、水質汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全リン（りん）に関するものに限る。）又は騒音に係るものが確保されていない地域

イ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 17 条第 1 項の限度を超えている地域

ウ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 16 条第 1 項の限度を超えている地域

エ 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域

オ アからエまでに掲げるもののほか、1 以上の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

2 第二種事業が 1 に掲げる要件のいずれにも該当しない場合において、当該第二種事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、次のいずれかに該当することとなるときは、1 の要件にかかわらず、当該第二種事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

(1) 当該第二種事業及び当該同種の事業の規模の合計が、規則別表第 1 の第 2 欄及び第 3 欄に掲げる第一種事業の要件の規模に該当すること（当該第二種事業及び当該同種の事業が、条例第 2 条第 2 項第 15 号に規定する複合開発の事業に該当する場合を除く。）となるとき。

(2) 当該第二種事業及び当該同種の事業が、総体として 1 の(2)から(6)までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるとき。